

森林環境税及び森林環境譲与税と市区町村の活用のあり方

伊藤久雄（NPO法人まちぼっと理事）

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性を踏まえて、市町村及び都道府県が実施する森林の整備およびその促進に関する施策の財源に充てるため、創設された。

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、自治体（都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。））に対し、令和元年度に森林環境譲与税の譲与が始まり、令和2年度においては、総額約400億円（市町村340億円、都道府県60億円）が譲与された。令和7年度には平年度化され、総額約600億円が贈与されることになっている。

本稿では、令和2年度における森林環境譲与税の取組状況について、総務省・林野庁の資料からみるとともに、林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について（林野庁・総務省）を参考にしながら、特に東京都および都内市区町村の課題を考えたいと思う。

1. 令和2年度における森林環境譲与税の取組状況について

総務省・林野庁の取組状況は、森林環境譲与税を財源として自治体が行った取組みについて、各団体における決算の議会への提出・公表（※）にあわせ、実績の速報値として、独自に取りまとめたものとなっている

※法第34条第3項に基づき、自治体は決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネット等により公表しなければならない。

森林環境譲与税の使途については、法第34条の規定により、市町村においては、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成および確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされている。

(1) 森林環境譲与税の譲与実績（令和2年度分）

譲与実績（令和2年度分）は都道府県分と市町村分に分けて、令和2年度における森林環境譲与税の取組状況に掲載されている（参考資料参照）。

令和2年度の森林環境譲与税の譲与額の金額規模の状況については以下のとおりです。

・市町村全体では、平均値が1,953万円（2,000万円以上が3割、500～2,000万円が4割、

500 万円未満が 3 割)。

- ・私有林人工林が 1 千 ha 以上の市町村（私有林人工林全体の 97%を占めている）では、平均値が 2,840 万円（2,000 万円以上が 5 割）。
- ・私有林人工林が 1 千 ha 未満の市町村では、平均値が 808 万円（500 万円未満の市町村が 6 割）。

(2) 東京都、都内全市区町村の譲与実績と活用状況

そこで東京都と都内全市区町村の譲与実績と活用状況を調査した（インターネット調査）。以下はその報告である。なお東京都全体では、東京都分 216,057 千円、市区町村分 1,224,325 千円、合計 1,440,382 千円となっている（参考資料参照）。

別紙 1 令和 2 年度 東京都 親臨譲与税 使途一覧

別紙 2 譲与基準等一覧（市区町村 譲与基準・譲与額）

別紙 3 調査結果 2（市区町村 活用用途別 調査結果）

別紙 4 取組事例一覧（市区町村）

※ 1 東京都ホームページ（林環境税及び森林環境譲与税について）

2 から 4 令和 2 年度 東京都 森林環境譲与税 使途事例集（市区町村、東京都調査）

市区町村の活用調査内容は以下の項目に従って行われている。

- ① 都内連携・多摩産材利用（多摩地域との連駅、多摩産材の利用）
- ② 森林整備（意向調査、間伐、森林保護）
- ③ 人材育成・担い手確保及び推進体制の構築
- ④ 木材利用・普及啓発（公共施設整備、木材利用）
- ⑤ その他（基金積立） 森林保護、木材利用

この 5 項目を多い順に並べると、第一位：材利用・普及啓発、第二位：その他（基金積立）、第三位：森林整備、第四位：都内連携・多摩産材利用、第五位：人材育成・担い手確保及び推進体制の構築であった。第 5 位の人材育成等は 2 自治体のみ（八王子市、多摩市）であった。基金積立と人材育成を除く具体的な取組み事例は、別紙 4：取組事例一覧（市区町村）を参照していただきたい。

なおその他の基金積立について基金積立のみでその他の活用がないところは、区部 2 区（文京区、台東区）、市部 8 市（三鷹市、府中市、町田市、東村山市、国立市、武蔵村山市、多摩市、羽村市）、島部（利島村、三宅村、青ヶ島村）の 13 市区村である。こうした自治体の令和 3 年度の実績が注目される。

2. 森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について

林野庁・総務省は今年6月、「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について」を作成している。今回のリスト作成について、その理由を以下のように述べている。具体的な取り組み事例は参考資料を参照されたい。

森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の使途の範囲内で、市町村の判断により、幅広い事業を実施可能となっています。

一方で、各市町村等から、どのような取組を実施できるのか具体的に例示してほしいという声を多くいただくことから、全国の市町村等における取組事例も参考に、実施可能な取組の例のリストを作成しました。

これらはあくまで例示であり、実施可能な取組をこれらに限るものではありませんので各市町村等におかれては、以下のリストを参考にしながら、地域の実情に応じた創意工夫による取組の検討をお願いします。なお、森林環境税は、森林整備の効果が広く国民一人一人に及ぶものであることに鑑み、国民の皆様の協力のもと創設されたものであるため、国民の皆様の理解が得られるかという点についても留意して、取組を進めるようお願いします。（下線、林野庁・総務省）

この「実施可能な市町村の取組の例」の中から、都内で事例の少ない人材育成をのぞいて、取り組み例を紹介する。

○ 森林整備

【人工林の整備等】

- ・森林経営管理制度等に基づき、私有林人工林について、市町村が発注者となって間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備を実施
- ・森林所有者や森林組合等が実施する間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備への補助（上乗せ含む）
- ・森林整備に先立って実施する、所有者への意向調査や所有者探索、境界測量・調査等の実施、経営管理権集積計画の作成
- ・里山林の機能向上や竹林の整備等のため、伐採、伐倒木の集積・搬出、雑草木の刈払い、枯損木の除去等を実施する地域団体・森林所有者等への補助、移動式チップパー等機械の購入・貸付
- ・森林の適切な管理や公益的機能の発揮を図るための公有林化 等

【路網の整備】

- ・林道や作業道の開設や維持修繕、沿線の支障木伐採、枝払い等の実施
- ・林道等の維持管理に関する重機作業の委託や重機の借り上げに係る経費の補助

- ・林道等を管理者（森林組合）が改修する際に、資材費等を補助
- ・災害により被災した作業道等の復旧への補助 等

【鳥獣被害、森林病虫害対策】

- ・植林箇所における防獣ネットの設置等
- ・所有者による植栽の後に獣害等に遭った森林における植栽への支援
- ・松くい虫被害木の早期発見のための監視員による松林の監視、松くい虫被害木・枯損木の伐倒・くん蒸・薬剤散布、抵抗性樹種の植栽 等

【災害対策】

- ・道路等のインフラ隣接森林における、倒木の恐れがある立木の伐採や林縁部の間伐への補助
- ・台風により発生した風倒木の搬出処理、被害林における更新伐や間伐への補助等

【計画策定・森林情報整備等】

- ・今後の森林整備等を計画的に進めていくための計画・方針等の策定や協議会の設置・運営
- ・航空レーザ計測による森林資源の調査・解析
- ・森林情報や林道情報の管理システムの開発・導入 等

【都市部自治体による山村部自治体の森林整備】

- ・都市部自治体が、友好都市や上下流等の関係にある山村部自治体の森林の整備費用を負担 等

○ 木材利用

【施設の木造・木質化】

- ・公共施設（役場、小中学校、保育園、公民館等）の木造・木質化、ウッドデッキ・木柵等の施設の整備
- ・公共施設への木製什器（机、いす、ロッカー等）の設置
- ・多数の者が利用する民間建築物の木造・木質化への補助 等

【木製品の制作・利用】

- ・地域産の木材を使ったおもちゃ等の小物を、新生児等へ記念品として贈呈、木育施設に設置
- ・地域産の木材を使った木製品を製作し、下流域等の自治体へ提供 等

【木材利用のための体制整備】

- ・民間施設の木質化等を促進するための、木材供給自治体と建設主とのマッチングや、アドバイザー人材の育成
- ・木育インストラクター養成講座の開催
- ・間伐材や林地残材を有効活用するための加工施設等の検討や施設整備、運搬経費の補助等

○ 普及啓発

【都市側】

- ・森林に関する市民講座、シンポジウム等の開催
- ・都市部自治体の住民を対象として、森林講座、ワークショップ、山村部の自治体への林業体験ツアー、都市部・山村部の子どもたちの植樹活動等を通じた交流会の開催
- ・木材利用の促進を図るため、都市部自治体内で開催されるイベントに、上流自治体と共同出展
- ・市民向けの木育イベント、地域産木材を利用した DIY ワークショップの開催 等

【山村側】

- ・森林環境教育プログラムやパンフレットの作成、受け入れ体制の整備
- ・森林セラピー基地の整備（案内標識の設置等）
- ・都市・山村の子供たちの交流植林活動を行うため、植林地の整備や苗木購入等を実施 等

3. 都内市区町村の活用のあり方

実施可能な市町村の取組事例は、都内で取り組んでいる市区町村にとっては、それほど目新しいものではないかも知れない。しかし、たとえば次のような事例は活用できるのではないだろうか。

- ・災害対策としてあげられている「道路等のインフラ隣接森林における、倒木の恐れがある立木の伐採や林縁部の間伐への補助」や「台風により発生した風倒木の搬出処理、被害林における更新伐や間伐への補助」など
- ・木材利用のための体制整備としてあげられている「木材供給自治体と建設主とのマッチングやアドバイザー人材の育成」「木育インストラクター養成講座の開催」「間伐材や林地残材を有効活用するための加工施設等の検討や施設整備、運搬経費の補助」など
- ・普及啓発としての「森林に関する市民講座、シンポジウム等の開催」「都市部自治体の住民を対象として、森林講座、ワークショップ、山村部の自治体への林業体験ツアー」「都市部・山村部の子どもたちの植樹活動等を通じた交流会の開催」「木材利用の促進を図るため、都市部自治体内で開催されるイベントに、上流自治体と共同出展」など

課題は、基金積立て以外に活用のない市区の今後の取組みである。再掲すれば、区部 2 区（文京区、台東区）、市部 8 市（三鷹市、府中市、町田市、東村山市、国立市、武蔵村山市、多摩市、羽村市）、島部（利島村、三宅村、青ヶ島村）の 13 市区村である。行政内部だけでなく、市民との意見交換などを通じて、具体的な活用をすすめて欲しいと思う。

たとえば私の住む府中には、浅間山というムサシノキスゲなどで著名な里山や、湧水や用水が流れる府中崖線などがある。しかし、双方とも活発な市民活動がある。そうした市民活動を一層活発化するための助成やさまざまな講座等の開催はいつでも可能である。ぜひ活発な議論をすすめてもらいたいと切望する。

＜参考資料＞

- 令和２年度における森林環境譲与税の取組状況について（令和３年１２月 総務省・林野庁）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000782560.pdf

- 東京都ホームページ（林環境税及び森林環境譲与税について）

<https://www.sangyorodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/ringyou/project/kankyozei/index.html>

- 令和２年度 東京都 森林環境譲与税 使途事例集（市区町村、東京都調査）

<https://www.sangyorodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/cff169ee62f4031bea272ac21f7b4193.pdf>

- 森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について（令和４年６月 林野庁・総務省）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyouzei/attach/pdf/torikumizyoukyou-7.pdf>